

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部 障害福祉課	作成日	平成33年5月26日	No.	7
作成責任者(課長)氏名	栗原 秀和	作成者氏名	松下 君江	電話	642
事務事業名	特殊疾病患者福祉手当支給事業				
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 56年4月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	3	3			
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務） <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
	補助の内容(補助率等)				
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	特殊疾病患者（規則で定める疾病（国・都・市指定348疾病）患者で東京都発行の医療券又は医師の証明書で疾病の確認が取れる者）			
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図： どのような状態にすることを 目指すのか	特殊疾病患者に手当を支給することにより、対象者の福祉の増進を図ることを目的としている。			
	実施結果： どうなったのか (2年度実績)	令和2年度実績 延べ支給件数：8,265人、支給額：57,855,000円			
	類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名		
事業環境の変化	令和3年4月時点において、難病等の361疾病が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象とされている。特殊疾病は、国等の指定難病に準じて定められることから指定の拡充に合わせ、特殊疾病患者に対する支援の拡充が図られている。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	町田市及びあきる野市を除く24市が実施しており、月額平均は6,177円である。			
	立川市	難病手当として、月額6,000円を支給している。			
	東大和市	難病患者福祉手当として、月額5,100円を支給している。			
	昭島市	特殊疾病者福祉手当（難病手当）として、月額5,000円を支給している。			
市民・議会等からの意見	医療・保健・福祉等様々な支援機関による連携を一層強化し、特殊疾病患者が引き続き住み慣れた地域で療養生活を継続できるような体制・支援策の強化が必要である。				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	延べ支給件数	件		
	②				
成果指標	①				
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	56,378	57,855	56,000		
うち一般財源	56,378	57,855	56,000		
所要人員(人)	0.10	0.10	0.10		
総コスト(千円)	57,241	58,744	56,886		
活動指標	①	8,054 件	8,265 件	8,000 件	
	②				
成果指標	①				
	②				

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 都においては、特殊疾病患者に医療費を助成するとともに、難病・相談支援センターを設け、療養相談・就労相談等に応じるなど、支援の強化が図られている。また、市においては、当該手当を支給することにより、特殊疾病患者の経済的負担を軽減し、もって対象者の福祉の増進に寄与していることから、都との役割分担及び市の関与は適切である。	
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 特殊疾病患者に対し当該手当を支給することにより、経済的な支援が図れることから、市民ニーズに適合している。	
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある 国の指定疾病数が333疾病と年々増加していることから、年間の支給件数は、心身障害者福祉手当との併給制限導入直後の平成29年度と比較して756件（10%超）増加している。 なお、所得制限及び心身障害者福祉手当との併給制限を既に導入しており、手段について見直しの余地はない。	
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明） <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率な点がある 支給額（月額7,000円）は、多摩26市（2市は不支給）の平均支給額（月額6,177円）を上回っており、また、近隣市の中では高い金額となっていることから、他市との均衡性等を踏まえ、見直しの余地がある。	
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明） <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下 特殊疾病患者のうち、所得制限及び併給制限を受ける者を除くほぼ全員について、当該手当を支給することにより、経済的な支援及び福祉の増進が図れている。	
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明） <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 所得制限及び併給制限の導入により、おおむね公平性は保たれている。しかし、手当の受給と並行し、都の難病医療費助成を受けたり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を受けている者等が多いことから、本手当の支給額の妥当性について、改めて検討する余地がある。	
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	
	（説明） ※その影響等を具体的に記入 特殊疾病患者の中には、継続した就労が難しく、経済的に困窮してしまう場合もあることから、経済的な支援である本制度を廃止・休止した場合の影響は非常に大きい。	【総合的意見】 本事業は、特殊疾病患者への経済的な支援を目的として実施している。 しかし、現在ではサービス面などの支援も、各種実施していることから、金銭給付的な支援は他自治体と同等の給付水準にする必要がある。	
行政評価委員会意見	本事業は、特殊疾病患者への経済的支援を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与することから、今後も継続すべき事業である。 他方、他の障害福祉サービスによる支援があることや、本市の支給額が他市と比較して高い水準であることから一部見直しの余地があるとしているが、支給額の妥当性や減額した場合の対象者への影響等が明確になっておらず、拙速に支給額を見直すことには疑問が残る。 本事業が特殊疾病患者への経済的支援を本旨としていることに鑑みれば、他の障害福祉サービスによる支援の状況や対象者の家族構成、所得水準等を捕捉し、生活に与える経済的影響等を精査した上で、適正な支給額について慎重に判断していくことを求めたい。		